

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標 の達成度	ミャンマー連邦共和国政府 (以下、ミャンマー政府) ・ミャンマー各少数民族武装勢力 (以下、総称して EAO: Ethnic Armed Organization) 間で 60 年以上続いた紛争によって、社会的・経済的発展から取り残され、更に国際社会からの支援が行き届きにくい状況にあった紛争被害者の安定的な生活の確保が出来る再定住環境の整備に寄与し、ひいてはコミュニティ再建に向けた地域の復興と平和の定着を促進した。同時に、復興計画から実施に至るまでミャンマー政府・EAO 双方の同意・協力を得て行うことで、両者の一層の信頼醸成・協力関係に寄与した。
(2) 事業内容	〈本事業の背景・経緯〉 2015 年 10 月 15 日のミャンマー政府と EAO (8 グループ) 間における全国規模の停戦合意の締結後、ミャンマー政府、カレン州政府、カレン民族同盟 (以下、KNU: Karen National Union) から更なる和平プロセス促進のため、紛争被害者に対して再定住環境の整備に向けた住居等の基礎インフラ建設の支援要請を受けた。上記の要請を受け、本事業が双方の一層の信頼醸成に寄与し、停戦合意に応じた EAO 紛争被害地域における復興支援が喫緊の課題であることを踏まえ、同地域の住民に対して迅速に和平の果実を届けるべく、事業を開始した。 〈再定住環境整備における内容・方法〉 事業開始にあたり、2016 年 3 月 2 日にカレン州パアンにて、ミャンマー政府からアウン・ミン大統領府大臣 (当時)、カレン州政府からはソー・ウィン・テイン州首相 (当時) やアウン・ルウィン国境大臣 (当時)、EAO からはム・トゥ・セポ KNU 議長、また、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表兼日本財団会長らの臨席の下、事業開始式典を開催した。式典では、ミャンマー政府・カレン州政府・KNU 及び日本財団が協力して復興支援事業を実施していくことを記した共同声明文 (同大統領府大臣、同国境大臣、同 KNU 議長、同会長が署名、別紙①参照)、復興支援事業の具体的な実施要領を記した事業合意書 (同 KNU 議長、同会長、KNU/KPC/DKBA 復興支援事業委員会委員が署名、別紙②参照) を締結した。上記を経て、カレン州政府・KNU・日本財団の三者間による協議にて合意された事業内容 (支援対象地域、支援内容等) に基づき、三者間における緊密な連携・協力の下、紛争被害者のための再定住環境整備を進めた (別紙③参照)。尚、当該対象地域にはタニンダリー地域、モン州も含まれているが、旧政権時における大統領府管轄のミャンマー和平の調整機関であった MPC (Myanmar Peace Center: 当時) とカレン州政府の協議・合意の下、カレン州政府が当該 2 地域の調整窓口となり案件形成の段階における建設会社の選定も含め、KNU 及び日本財団と連携し、事業を進めていた。しかしながら、2016 年 3 月 31 日における政権交代後、新政権の意向により、タニンダリー地域政府はタニンダリー地域を管轄、カレン州政府がカレン州及びモン州を管轄し、KNU 及び日本財団と事業調整を行うこととなった。 本事業で支援した基礎インフラ建設は、住居 550 軒、学校 7 校、ヘルスクリニック 3 棟、井戸 5 本となり、裨益者数は合計延 9,383 人 (合計 1,644 世帯 (学校除く)) に上り、各事業地における裨益者数は以下の通りとなった。尚、住居の入居者については、各事業地を管轄する政府の合意の下、それぞれ KNU が主導し選定を行った。 ※ KNU/KPC/DKBA 復興支援事業委員会 (以下: 委員会) は、EAO (KNU Brigade 1, 3, 4, 6, 7, HQ, KPC, DKBA) のメンバーで構成され、各事業地を管轄する政府、日本財団と連携し本事業を調整するために設立された委員会である。 ※ Brigade: 旅団

① 住居 550 軒

No.	事業地	個数	裨益者数	裨益世帯数	建設開始日	建設完了日
1	カレン州 Htee Chi Baw村	50	308	50	2016年3月1日	2018年6月25日
2	カレン州 Kyaw Kay Khee村	50	291	50	2016年3月1日	2018年6月25日
3	モン州 Htee Lay Khaw村	50	362	50	2016年3月1日	2018年6月25日
4	タニダリー地域 Ama La Htar村	150	513	150	2016年3月1日(計画100軒) 2017年2月24日(追加 50軒)	2018年2月13日(計画100軒) 2018年5月25日(追加 50軒)
5	タニダリー地域 Ler Mu Lar村	100	448	100	2016年3月1日	2018年2月13日
6	タニダリー地域 Ka Ma Hauk村	150	672	150	2016年3月1日(計画100軒) 2017年2月24日(追加 50軒)	2018年2月13日(計画100軒) 2018年5月25日(追加 50軒)
合計		2,594	550			

② 学校 7 校

No.	事業地	個数	裨益者数 (生徒数)	建設開始日	建設完了日
1	カレン州 Min Zaw村	1	346	2016年3月1日	2018年6月25日
2	カレン州 Noe Aw Lar村	1	575	2016年3月1日	2018年6月25日
3	カレン州 Ta Ge Laung村	1	537	2016年3月1日	2018年6月25日
4	カレン州 Htee Pha Doe村	1	48	2016年3月1日	2018年6月25日
5	カレン州 Noe Bae Baw村	1	62	2016年3月1日	2018年6月25日
6	カレン州 Pyin Ma Bin村	1	480	2016年3月1日	2018年6月25日
7	カレン州 Kwee Lay Kyaung村	1	124	2016年3月1日	2018年6月25日
合計			2,172		

※Noe Aw Lar 村に建設した学校は、同村近隣に位置する計 5 カ村 (Noe Aw Lar 村含む) に裨益するため、裨益者数については 5 カ村の生徒数を記載。

③ ヘルスクリニック 3 棟

No.	事業地	個数	裨益者数	裨益世帯数	建設開始日	建設完了日
1	カレン州 Kwee Lay Kyaung村	1	1,140	230	2016年3月1日	2018年6月25日
2	カレン州 Kone Ywar村	1	1,492	393	2016年3月1日	2018年6月25日
3	モン州 Paw Khee村	1	1,615	412	2016年3月1日	2018年6月25日
合計			4,247	1,035		

※Kone Ywar 村及び Paw Khee 村に建設した学校は、村の近隣に位置するそれぞれ計 5 カ村 (Kone Ywar 村含む)、計 3 カ村 (Paw Khee 村含む) に裨益するため、裨益者数についてもそれぞれ 5 カ村、3 カ村の人口を記載。

④ 井戸 5 本

No.	事業地	個数	裨益者数	裨益世帯数	建設開始日	建設完了日
1	モン州 Ka Law Hta村	5	370	59	2016年3月1日	2018年6月25日

※建設開始日: 建設会社との契約書締結日。

※建設完了日: 各事業地を管轄する政府による建設完了承認書発行日。

2017 年 3 月 10 日に Lay Kay Kaw 村にて、ティン・ミョー・ウィン NRPC (National Reconciliation and Peace Center) 副センター長、ナン・キン・トゥエ・ミンカレン州政府首相、ム・トゥ・セポ KNU 議長、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表兼日本財団会長、丸山市郎在ミャンマー日本国大使館公使参事官 (当時) らの出席の下、竣工式を開催した。竣工式ではミャンマー政府・EAO 双方の出席者から、同事業が双方の信頼醸成に寄与し、今後国内外にいる紛争被害者の帰還及び安心して暮らせるための住環境の整備に大きく貢献していると高く評価された。更に、国の安定的な発展のため「国民和解」を最優先課題と掲げるミャンマー政府にとって、本復興支援事業のように停戦後に地域の復興が始まるというモデル

を全国規模の停戦合意未署名 EAO に見せることで和平に対する機運が高まり、未署名 EAO との和平に向けた対話・協議の促進を後押しすることが出来ることから、日本の継続した支援を強く期待している旨の発言がなされた。各事業地を管轄する政府・KNU・日本財団の三者間での連携・協力の下、具体的には以下の事業運営・管理体制により再定住環境整備に向けた取組みを実施した。

※Lay Kay Kaw 村は本事業と一貫したプログラムの一つである「ミャンマーカレン州南部及び東部における紛争被害者を対象とした復興支援事業(事業期間:2017 年 11 月～2018 年 6 月)」の事業対象地である。

(ア) 施工監理体制の構築・実施

先述の共同声明文、事業合意書を受け、カレン州政府及び KNU の双方が合意の上、選定した建設会社 2 社と契約を締結し、建設を開始した。本事業の対象地は地理的且つ政治的な事情から、慎重な調整が求められることに加え、雨季中のアクセスが困難な地域である。そのため事業地を頻繁に訪問することが非常に困難であるなかで、上記の懸念点を補完した監理体制を構築し、日本人建築専門家の主導の下、以下の施工監理を実施した(別紙④⑤参照)。

① 事業地の訪問

建設現場の進捗状況を確認するため、各事業地を管轄する政府及び委員会との調整・合意の下、事業地を訪問した。事業地の訪問には、可能な限り日本人建築専門家も同行し、各建設会社の現場監督に対して施工管理に関する必要な指示・助言を行い、適切な管理の下、建設が進められていることを確認した。事業地訪問実績は、以下の通り。

No	事業地	建設内容	事業地訪問				
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
1	カレン州 Htee Chi Baw村	住居	2016年2月29日	2016年12月12日	2017年5月7日	2018年4月3日	
2	カレン州 Kyaw Kay Khee村	住居	2016年6月13日	2016年12月10日	2017年5月3日	2018年4月1日	
3	モン州 Htee Lay Khaw村	住居	2016年12月11日	2017年5月4日	2018年4月4日		
4	カレン州 Min Zaw村	学校	2016年2月29日	2016年12月14日	2017年5月6日	2018年4月3日	
5	カレン州 Noe Aw Lar村	学校	2016年6月13日	2016年12月10日	2017年5月3日	2018年2月13日	
6	カレン州 Ta Ge Laung村	学校	2016年2月29日	2016年12月13日	2017年5月6日	2018年4月3日	
7	カレン州 Htee Pha Doe村	学校	2016年2月29日	2016年12月12日	2017年5月7日	2018年2月15日	
8	カレン州 Noe Bae Baw村	学校	2016年12月12日	2017年5月5日	2018年2月15日		
9	カレン州 Pyin Ma Bin村	学校	2016年2月29日	2016年6月14日	2016年12月13日	2017年5月4・6日	2018年2月14日
10	カレン州 Kwee Lay Kyaung村	学校	2016年12月12日	2017年5月5日	2018年4月4日		
11	カレン州 Kwee Lay Kyaung村	クリニック	2016年12月12日	2017年5月5日	2018年4月4日		
12	カレン州 Kone Ywar村	クリニック	2016年2月29日	2016年6月15日	2016年12月12日	2017年5月6日	2018年2月14日
13	モン州 Paw Khee村	クリニック	2016年12月19日	2017年5月4日	2018年2月16日		
14	モン州 Ka Law Hta村	井戸	2016年12月12日	2017年5月5日	2018年2月15日		
15	タニンダリー地域 Ama La Htar村	住居	2016年3月25日	2016年6月22日	2017年2月25日	2017年7月25・26日	
16	タニンダリー地域 Ler Mu Lar村	住居	2016年6月24日	2017年9月8・9日	2018年2月22・23日		
17	タニンダリー地域 Ka Ma Hauk村	住居	2016年3月25日	2016年6月22日	2017年2月20・21日	2017年7月25日	2017年9月12・13日

② Monthly Achievement Paper の作成・提出

定期的な事業地訪問が困難な状況を踏まえ、毎月の建設進捗状況を確認するため、建設会社に 2016 年 5 月より Monthly Achievement Paper (以下 MAP) の毎月の作成・提出を義務付けた。MAP の内容は、各事業地における各工程(基礎工事、梁工事、屋根工事、床工事等)の進捗状況の報告及び広角度からの写真で構成され、本事業に従事する日本人建築専門家が随時建設の進捗を確認した(別紙⑥参照)。

③ Progress Report の作成・提出

建設会社に対して工期の四半期毎若しくは一定の出来高毎に Progress Report (以下 PR) の作成を指示した。PR の内容については、MAP で確認している事項に加え、各工事工種を写真で確認できる構成となっており、工事手順、品質、安全などの施工管理に必要な情報を網羅しており、各事業地における工事の建設進捗状況を各事業地を管轄する政府、委員会、日本財団の三者で確認した(別紙⑦参照)。

④ 建設会社への指導

設計図に寸法、仕様や最低限必要と思われる構造に関する情報が欠落していたこと、また各設計図、数量表との齟齬などがみられたことから、設計図及び数量表の訂正作業を各建設会社へ依頼し、作図、数量表の記載法等の指導を行った。指導伝達が難しい会社へは日本財団ミャンマー駐在員事務所にて個別に指導を行った。上記の指導を経て作成した各建設会社の竣工図は添付の通り(別紙⑧参照)。

※施設建設に伴う現地コミュニティとのコミュニケーション、モニタリング等のため「ワークショップ等開催費」に係る費用を予算計上していたが、本事業実施に際し、これまで日本財団が実施した事業を通して構築したミャンマー政府・当該武装勢力(EAO)との信頼関係の下、日本財団の一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格を有する専門家や本部スタッフ駐在員、現地スタッフ等がワークショップを含め建設施工監理・モニタリングの業務をミャンマー政府・EAOと補完・協働して実施する体制が構築されたため、当初計上していた(イ)が不要となった。

※建設開始後の施工監理のため、建設の専門家を事業地に定期的に派遣することを想定し、「専門家派遣費」にそれらに係る経費を計上していたが、事業地は地理的且つ政治的な事情により慎重な調整が求められることに加え、雨季中のアクセスが困難な地域であるため、頻繁に事業地を訪問することが困難であった。上記の状況を踏まえ、ヤンゴンの日本財団ミャンマー駐在員事務所からでも施工監理を実施できるよう、2016 年 5 月より本事業に専従する上述の日本人建築専門家を日本財団の自己資金により雇用したことで、(ウ)の専門家派遣費は未計上となった。同日本人専門家の主導の下、施工監理を実施し、事業は遂行された。

(イ) 事業実施におけるモニタリング

先述の通り、事業地が EAO 支配及び影響が及ぶ地域であることから、原則として外国の団体が事業地に入ることは困難であるなか、日本財団によるモニタリングにおいても、本事業がミャンマー政府と EAO 間の新たな対立の要因となることを回避し、さらに両者の信頼醸成を促進するためには慎重な調整が不可欠である。このような現状に鑑み、多角的アプローチにより事業を適切に実施・管理し、ひいては本事業が目標に沿って遂行されていることを確認するため以下の方法によるモニタリングを実施した(別紙⑨参照)

	① 事業地訪問による現地調査 事業地訪問の機会を活用し、地元の住民に対してインタビューを行い現地の治安状況、医療、教育アクセスや和平に対する期待感等の聞き取り調査を実施し、今後の再定住環境整備における支援に向けての課題及びニーズの特定を図った。 ② 三者間による調整会議の開催 本事業の建設進捗状況を三者間で確認・共有することを目的に、各事業地を管轄する政府、委員会、日本財団の三者間で適宜調整会議を開催した。調整会議では各事業地の建設進捗状況を確認するとともに、先の事業地訪問等で特定されたニーズ及び課題についても共有し、三者間による緊密な協力・連携の下、事業を遂行するという共通認識の形成・促進を図った。 ③ メディアによる報道内容の分析 本事業の地理的且つ政治的事情を考慮し、積極的な広報活動とならないよう注意を払ったが、地元メディアに取り上げられた際には、本事業に対する評価、また本事業が生み出す社会的影響・反応を客観的に分析し、事業の方向性を確認した。特に事業開始式典及び竣工式典については、日本のメディア (NHK ワールド、共同通信) をはじめ、地元新聞、テレビ、ソーシャルメディアなどで報道され、国内外で本事業のミャンマー和平構築への貢献が幅広く認知された (別紙⑪参照)。 ④ NGO・UN 関係者会議による情報収集 本事業に関連する NGO・国連関係者の定例会議に参加し、停戦合意の進捗、政治状況、支援における課題等、日々流動的に変化する情報を精査の上、事業の適正・方向性を確認した。また、定例会議に加え非公式に NGO 等の関係者との会合を重ね情報収集を図った。特にタイ国境付近に居住する避難民の帰還に向けて支援をしている UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) や関連する国際 NGO と積極的に意見交換を行った。
(3) 達成された成果	(ア) 【再定住環境が整備される】 →再定住環境の整備において住居550軒、学校7校、ヘルスクリニック3棟、井戸5本を建設し、紛争被害者合計延9,383人(合計1,644世帯(学校除く))の安定的な生活確保に寄与し、同時に裨益者が和平の果実を実感する機会を提供することができた。 (イ) 【ミャンマー政府・EAO 間の信頼醸成及び協力関係が構築される】 →復興計画から実施に至るまで一貫してミャンマー政府・EAO 双方の協力・連携の下、事業を遂行したことにより、双方の一層の信頼醸成に寄与した。 (ウ) 【持続的な紛争被害者支援を行う体制が確立される】 →カレン州政府及び EAO が積極的に協働して事業に取り組んだ結果、特に EAO 側のマネージメント能力の向上が顕著に見られ、EAO 側で紛争被害者のニーズ・課題を特定して支援を要請するという主体的な動きが現れており、同地域の持続的支援に向けた堅固な実施体制が確立され始めた。加えて今後の持続的な紛争被害者支援を実施する上で、紛争被害地域における地理的かつ政治的事情を踏まえた建設施工監理体制の構築が前提条件となるが、本事業を通して日本人建築専門家主導の下、同地域の特殊性を補完した監理体制が整えられたことで、今後の再定住環境整備支援をより円滑に実施するために必要不可欠な基盤が整備された。 →多角的アプローチによるモニタリングによって、今後の支援の方向性として、農業、家畜、職業訓練等を含む生計手段の確保に繋がるソフト支援に移行し、再定住環境の持続発展性に重点を置き進めていくニーズが特定された。

	→ミャンマー政府・EA0 双方が本事業に対して高い評価を示しており、ミャンマー和平における日本の支援に対する強い期待感を認識した。
(4) 持続発展 性	-本事業で建設した各建物については、以下の管理体制の維持管理を行っている。 ① 住居 譲渡後はカレン州政府及び委員会が全体管理を担当し、日々の維持・管理は村の開発委員会 (rural development committee) の指導の下、居住者及び各村が協力して実施する。尚、別紙②事業合意書に明記している通り、所有権は委員会に帰属する。 ② 学校 譲渡後は州政府及び委員会が中心となり各村と協力して維持・管理を実施する。 ③ ヘルスクリニック 譲渡後は州政府及び委員会が維持・管理を実施。 ④ 井戸 譲渡後は各村が中心となって維持・管理を実施。 -本事業に対して裨益者を含めミャンマー政府、EA0 から高い評価を受け、双方の信頼醸成及び平和促進に寄与していることが強く認識された。こうしたなか、双方より紛争被害者への再定住環境整備に向けた追加支援要請を受け、本事業を通して築いた信頼関係を礎にミャンマー和平を一層後押しする体制が整った。✕

3. 事業管理体制、その他

(1) 特記事項	本事業は、以下の事業と一貫したプログラムの一つである。 -「ミャンマーカレン州南部及び東部における紛争被害者を対象とした復興支援事業」(事業期間:2017年11月～2018年6月) -「ミャンマーカレン州北部及びモン州東部における紛争被害者を対象とした復興支援事業」(事業期間:2017年11月～2018年10月) -「ミャンマーカレン州南部及び東部Ⅰにおける紛争被害者を対象とした復興支援事業」(事業期間:2017年11月～2018年10月) -「ミャンマーカレン州南部及び東部Ⅱにおける紛争被害者を対象とした復興支援事業」(事業期間:2017年11月～2018年10月) -「ミャンマーカレン州東部における紛争被害者を対象とした復興支援事業」(事業期間:2017年11月～2018年10月)
-------------	---

完了報告書記載日:2018年9月28日

団体代表者名:公益財団法人 日本財団会長 笹川陽平

【添付書類】

- 別紙① 共同声明文
- 別紙② 事業合意書
- 別紙③ 再定住環境整備調整プロセス
- 別紙④ 建設施工監理体制図
- 別紙⑤ 事業実施体制図
- 別紙⑥ Monthly Achievement Paper (サンプルとして1社分を提出)
- 別紙⑦ Progress Report (サンプルとして1社分を提出)
- 別紙⑧ 竣工図目次(各事業地における竣工図)
- 別紙⑨ モニタリング実施体制図

